

扶桑町監査公表第2号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成30年度工事監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月21日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 千田勝文

## 工事監査

1. 監査実施日 平成31年1月29日（火）
2. 監査の対象 (仮称)柏森放課後児童クラブ専用棟新築工事
3. 監査の方法 平成30年度施行の工事から上記工事を抽出した。  
より優れた工事の完成を目的とし、工事の設計図書及び仕様書が適切かどうか、適合した工事なのかを、現場確認及び関係職員や施工業者の説明を求め、調査を実施した。  
また、この監査は工事技術を主眼とするため、調査を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その結果を参考に報告する。

## 調査対象工事

(仮称)柏森放課後児童クラブ専用棟新築工事

工事内容説明者

調査出席者

健康福祉部 部長 千田 茂樹

健康福祉部福祉児童課 課長 兼松 和彦

〃 統括主査 野呂 一成

〃 主事 森川 円香

総務部総務課 主幹 戸田 知孝

〃 主査 森 重也

株式会社 沢木設計事務所 管理技術者 向野 彰洋

工事請負業者 大藪建設株式会社

現場代理人(監理技術者・主任技術者) 岡部 有祐

工事概要

工事場所 : 扶桑町大字柏森地内

工事内容

放課後児童クラブは、現在の小学4年生までの受け入れを小学6年生までに拡張することに伴い、子どもの安全・安心な居場所づくりのため、小学校地内に放課後児童クラブ専用棟を建設する。

建築面積 351.01 m<sup>2</sup>

延床面積 627.99 m<sup>2</sup>(1階 309.28 m<sup>2</sup> 2階 314.74 m<sup>2</sup> 駐輪場 3.97 m<sup>2</sup>)

定員 205 名

構造 鉄骨造

階数 2 階

部屋 1 階-保育室2室(157 m<sup>2</sup>)、事務室(35 m<sup>2</sup>)、静養室、湯沸室、トイレ、  
多機能トイレ、外部倉庫

2 階-保育室3室(235 m<sup>2</sup>)、トイレ、倉庫

以上

## 1. 書類審査における総括的所見

工事技術調査に関わる施工管理書類の提示が不十分な中で主としてヒヤリングによる書類調査を行い、計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類,工事着手後の施工管理、安全・環境管理に関わる書類及び施工監理(監督)に係る書類について調査を行った。その結果、施工管理書類等の作成及び整理保管に関して少なからず改善が望まれる点があるものの、良好な出来形・出来栄えが認められた。

## 2. 現場施工状況調査における総括的所見

書類調査に引き続いて現場調査を行った。工事の進捗状況は、屋根のガルバリウム鋼板葺き、屋上塗膜防水、外壁のガルバリウム鋼板張りが完了し、建物内部の設備配線・配管工事、軽量鉄骨下地の建込み及びボード張り工事等の真っ最中であった。概ね、予定通りの工程進捗状況であった。

施工の出来形・出来栄えに関しては、全般的に良好であると認められた。

## 3. 指摘事項等

監査の結果、改善が望まれる不備な点がありましたので5項目の措置状況を求める。

- ① 公共建築工事標準仕様書に基づき電気保安技術者に関しては、当建物は 600V 以下で受電する一般電気工作物であり工事現場ごとに監督員と監督員補佐する電気保安技術者とで保安業務を実施する必要があります。電気保安技術者の承諾が必要である旨を特記仕様書に特記するように受託者に対して指導されたい。
- ② 建設業退職金共済掛金の証紙購入量は、適正な量の購入がなされるように共済制度の対象労働者の割合を受注者と協議して確認することとされている。当工事では協議がなされることなく理由書の提出だけで収納証紙が購入されていない。建設業の健全な発展のために元請業者は共済制度に未加入の下請負業者には加入手続きを助勢するように厚生労働省・国土交通省の意向もあることから、余った証紙が手元にあるなどの合理的な理由がないままに証紙の購入がなされないことが起こらないように受注者に対して指導されたい。
- ③ 国土交通省の重点管理項目の一つである一括下請けの防止に関して、当工事では基礎工事が建築一式の建設業許可のみを有する一次下請負業者のもとに各種の二次下請負業者が配置されている。一次下請負業者がすべての工事を二次下請負業者に下請させることは一括下請負にあたるので、下請工事全体の施工体制で明確となるよう受注者に対して指導されたい。

- ④ 下請業者間を含む工事請負契約においては「標準見積書活用による法定福利費の確保の推進について」総務省 国土交通省 に準拠して標準見積書の書式に則って法定福利費が適切に計上されていることを確認するように受注者に対して指導されたい。
  
- ⑤ 現場表示板である工事看板、建設業許可証、建築基準法による確認済証、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識、施工体系図(第三者が見える場所)は適切に設置されていたが、労働災害保険成立票が設置されていなかった。早急に設置されたい。



屋上陸屋根の塩化ビニルシート防水状況



2階保育室仕上工事状況



1階保育室仕上工事状況